

北名古屋市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和3年5月28日

北名古屋市監査委員 大 野 真 一

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典

北 3 高 第 2 0 2 号

令和 3 年 5 月 1 2 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 3 年 4 月 3 0 日付け 3 北監第 1 4 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<高齢福祉課>

1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

十分な書類の精査を行い、適切な事務の執行・管理に努めること。

ア 介護予防生活支援サービスの変更申請書類に一部不備があった。

イ 契約システムの入力誤りや実績報告書に収受印がないもの、また、履行確認をする書類の不備があった。

(2) その他

身分証明証について、管理簿等による交付・回収の管理をしていないもの、証の名称の記載がないもの及び1年毎に契約を締結する委託業務で使用する身分証明証の有効期限を3年に設定しているものがあったため、改善のうえ適正な事務の執行に努めること。

2 【措置状況】

(1)のア 指摘事項については、令和3年度より変更申請書類の様式を改めました。

(1)のイ 指摘事項については、今後、契約及び報告の事務処理を適正に行うとともに、契約業務の履行確認ができる報告書の提出に基づき、評価指導を行います。

(2) 指摘事項については、管理簿による身分証明証の交付・回収管理を行います。

証の名称については、業務に支障が出ない表現で記載します。証の有効期限については、契約が継続される場合は、継続して使用できるよう仕様書を改めました。

3 北 商 第 4 9 9 号

令和 3 年 5 月 2 1 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 3 年 4 月 3 0 日付け 3 北監第 1 4 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜商工農政課＞

1 【指摘事項】

(1) その他

ア 農地利用最適化推進委員の報告書について、東西の地区がそれぞれ異なる様式を使用していたが、統一した様式の報告書を使用すること。

イ 身分証明証について、未回収のものがあったが、その理由や顛末が記録されていなかった。特別な事情により回収できないものについては、その内容と対応を記録した回議書を作成すること。

2 【措置状況】

(1)の ア 指摘事項については、現在の農地利用最適化推進委員の任期満了後、統一した様式の報告書を使用します。

(1)の イ 指摘事項については、適正に管理を行い、特別な事情により未回収となった場合は、その内容と対応についての回議書を作成します。